

ネットには 危険もいっぱい

2018年版
警察庁
文部科学省

⚠ 他人事だと思ってない？

SNSを通じて犯罪被害に遭った子供が増えており、平成29年は過去最多です。
特に夏休みは、様々なトラブルに巻き込まれないよう、しっかりと考えて行動しましょう！

⚠ 平成29年に検挙した実際の事例 ⚠

事例1 優しい人だと思って安心したら・・・



SNSで知り合って仲良くなった人に、悩みを相談したら「慰めてあげる」、「迎えに行つてあげるよ」などと誘い出されて、犯人に連れまわされる被害に遭ってしまった。

⚠ 誘拐や殺人事件などの重大な犯罪に巻き込まれてしまうケースもあります。

事例2 お金欲しさに軽い気持ちで・・・



お金が欲しくてSNSで知り合った人と会い、「俺の後ろにはヤクザがいる」などと脅されて性被害を受けてしまった。さらに、その様子を動画に撮られネットで流されてしまった。

⚠ 男子にも同様の被害に遭った子供もいます。

事例3 自撮り画像を送信してしまい・・・



「タダでLINEスタンプをあげる」という人がいたのでもらったら、「裸の写真を送れ」と脅された。断ると犯人は同年代の女の子になりすまし、「私も断ったところ、ひどい目にあった」などと言って不安にさせ裸の写真を送らされてしまった。

⚠ 100人以上の子供が裸の写真などを送らされてしまいました。

事例4 気がついたら自分が加害者に・・・



SNSで同級生から女子生徒の裸の動画が送信されてきたので、深く考えずにその動画をほかの同級生にSNSで送信してしまった。

⚠ 人からもらった裸の動画や画像を転送するだけでも犯罪になります。(※)

※児童買春・児童ポルノ禁止法違反(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)

△ SNS犯罪被害が過去最多！

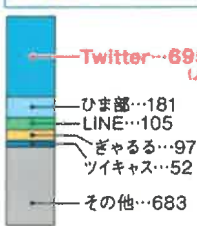
平成29年、SNSを通じて児童ポルノや児童買春などの犯罪被害に遭った子供は1,813人(前年比+77人)で、過去最多。被害は高校生が半分以上。

被害に遭った子供

■ 青少年のスマートフォン・携帯電話の所有・利用状況
▲ 被害児童数

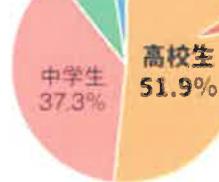


被害児童数が多いサイト



被害に遭った子供の内訳

小学生 2.3%
中学生 37.3%
高校生 51.9%
その他(有職・無職少年など) 8.5%



SNSで被害に遭ったのは高校生が半分以上！

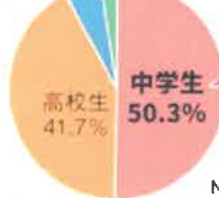
N=1,813(平成29年)

△ 自撮り被害増加！

平成29年、児童ポルノの自撮り被害*の子供は515人(前年比+35人)と増加傾向。半分以上が中学生。

自撮り被害に遭った子供の内訳

小学生 5.6%
中学生 50.3%
高校生 41.7%
その他(有職・無職少年など) 2.3%



自撮り被害は中学生が半分以上！

N=515(平成29年)

※「自撮り被害」とは、だまされたり、脅されたりして子供が自分の顔を撮影させられた上、SNSなどで送信させられる被害をいう。

△ フィルタリング状況

被害に遭った子供のうち、9割以上がフィルタリングを利用していなかった。

契約時は利用していたが被害当時は利用なし 114(7.4%)
利用あり 130(8.4%)
契約当時から利用なし 1,296(84.2%)



利用なしが8割以上！

「被害当時は利用なし」も併せて9割以上に！

N=1,540(平成29年)

被害に遭わないためにできること(保護者の皆様へ)

必ずフィルタリングを！

平成29年6月、青少年インターネット環境整備法が改正され、新規契約時や機種・名義変更時に、販売店などに、青少年確認・フィルタリング説明などの義務が新設されました。しっかり説明を受けて、年齢や利用に応じたフィルタリングを設定しましょう。



家庭でのルール作りを！

日頃から子供の能力・発達に見合ったネットの使い方を家庭で考えてみましょう。内閣府では子供が安全に安心してネットを利用できるように家庭でのルール作りの例などを紹介しています。



内閣府ホームページ
保護者向け普及啓発リーフレット
http://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html

実際の手口を知りましょう！

警察庁では、ネットでの児童の犯罪被害等防止啓発動画を作成していますので、是非ご覧ください。



公益財団法人青少年インターネット利用に係る児童の犯罪被害等防止啓発
<http://www.keisatukyokai.or.jp/untitled29.html>

もしもこのようなトラブルや犯罪被害に遭ってしまったら

最寄りの警察本部の相談窓口につながります。※緊急の事件・事故の場合は「110」番へ

警察相談専用電話

9110

性犯罪被害相談電話

8103 (ハートさん)

電話の発信地域を管轄する警察の性犯罪被害相談電話窓口につながります。

各都道府県警察では、いじめ、犯罪などの被害に苦しむお子さんや、ご家族のために少年相談窓口を開設しています。いつでも遠慮なくご相談下さい。



警察庁ホームページ
都道府県警察の少年相談窓口について
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>

3 なりすまし投稿による誹謗中傷

他人になりすまして書き込んで

ネットだから、
バレないだろう。



△校のC君は、○校のD君がどうしても気に入らず、**D君になりすまし、ネットに「○校のE君が万引きをしている」と、ウソの書き込み**をしました。

書き込んだ本人が特定された

万引きなんてしてない。
なんでウソを書いたの？



え？僕じゃないよ。
誰がやったか調べよう。

E君がD君を問い詰めると、D君は書き込んでいないことが分かりました。調べると、△校のC君の仕業だと判明。**学校間トラブル**に発展しました。

考えてみよう！

誰かになりすますことも、誰かを陥れるような書き込みをすることも、違反行為です。万が一、こういったトラブルに気づいたとき、できることはありますか？

A. やるといふ子がいたら

やって得になることは、何一つありません。また、ネットだからバレないということもありません。その子の怒りの気持ちを受け止めてあげつつ、やめるように優しく諭すのがベストです。

B. 被害に遭った子がいたら

E君のように直接確認してみる方法もありますが、聞きづらい場合も。先生や保護者に相談し、必要に応じて削除依頼をしてもらいましょう。C君にやり返すようなことは絶対NGです。

C. こんな投稿を見かけたら

SNSに知り合いの誹謗中傷を見かけたら、まずは当事者に知らせます。内容をうのみにし、あるいは面白がって、大騒ぎしてはダメ。SNSの通報ボタンを押すことも有効に働きます。

解説

迷惑行為や誹謗中傷は、利用規約で禁止されている

多くのSNSは、利用規約の中で迷惑行為や誹謗中傷を禁止しています。登録時に同意したルールですから、守って使うように指導してください。また、**他人になりすます行為**は発言の責任をなすり付けることになるため、それによって**相手が傷付いたり、信用を失ったりした場合、名誉毀損で訴えられる可能性**もあります。「ネットなら誰が書いたかわからない」と勘違いしている子もいますが、警察が動くようなケースだけでなく、ネット上のさまざまな情報により**書き込んだ本人が特定**できる場合があることを正しく理解させましょう。

ワンポイント アドバイス

リアルでもネットでも、やってはいけない行為は一緒。都合が悪い人や情報を排除するのではなく、上手なやり過ごし方を教えましょう。